

第5回生活保護制度に関する 国と地方の実務者協議

厚生労働省説明資料

事務負担の軽減について

費用返還義務(法63条)に関する地方からの提案等への対応

- 費用返還義務(法63条)に基づき生じる債権については、①破産法における取扱い等管理の在り方、②被保護者の申出に基づく保護費との調整について、生活保護制度の見直しの中で検討することとされた。

提案団体が求める措置の具体的内容 → 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)(抄)

生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第252条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認行為の例外として明記するなどの改正を求める。

生活保護

(iii) 生活保護法第63条についての検討

費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

提案団体が求める措置の具体的内容 → 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)(抄)

生活保護法第63条の規定による費用返還について、法78条の2の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することが出来る範囲で、かつ、被保護者からの申し出があれば、保護費との調整が可能になるよう法改正など適切な措置を講ずること。

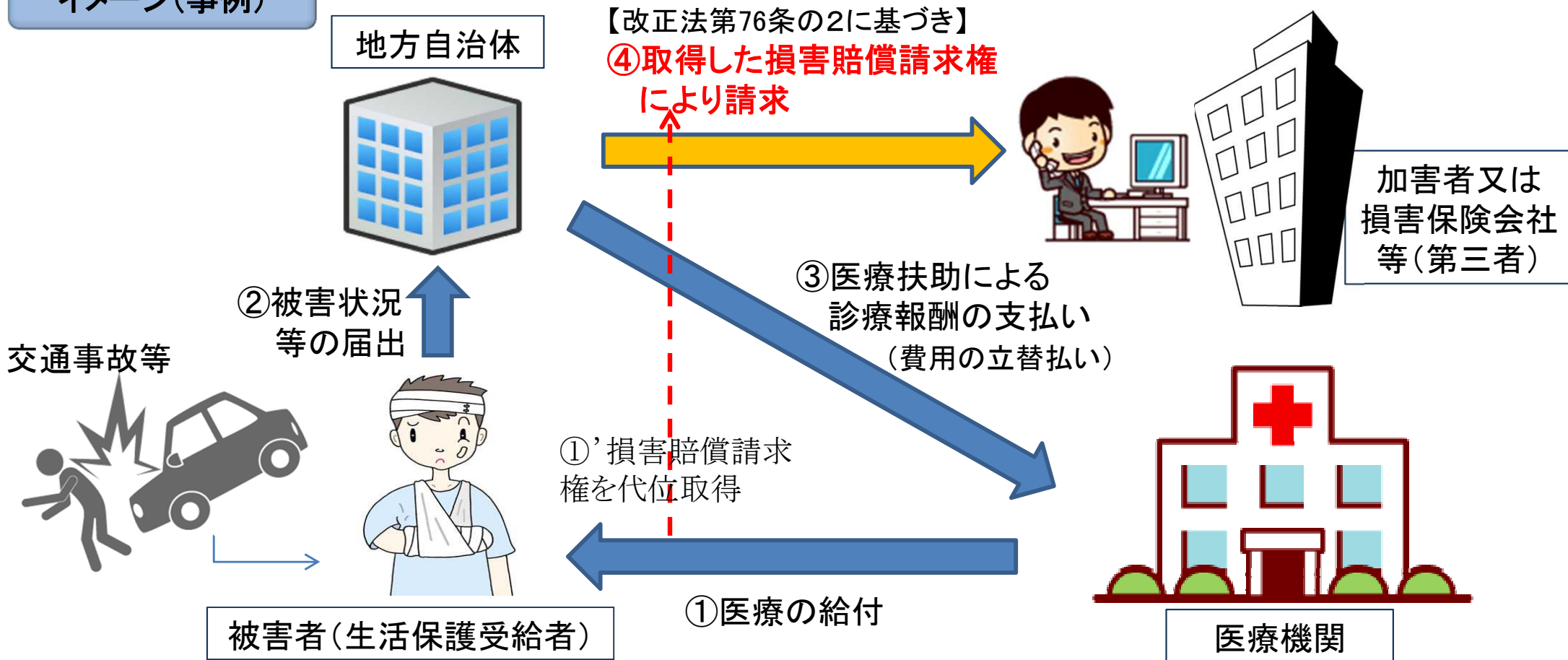
生活保護

(iii) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第三者行為求償権について

- ◎ 保護の補足性の原則に照らせば、交通事故等を原因として生活保護受給者が損害賠償請求権を取得した場合、
 - ・ 損害保険会社等に対して損害賠償を請求し、受領した賠償金を医療費を含む最低生活費に充当すべきだが、
 - ・ いったん医療扶助が行われれば、生活保護受給者が、損害保険会社等への損害賠償を請求しない事案が存在。
- ◎ このため、平成25年の生活保護法改正において、医療扶助等の事由が第三者行為によって生じた場合は、地方自治体は、支弁した医療扶助等の限度で、受給者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する規定を創設。
【施行期日：平成26年7月1日】

イメージ(事例)



生活保護費の適正支給の 確保策等について

平成25年生活保護法改正における不正・不適正受給対策の強化等

- ◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施。

【施行期日：平成26年7月1日】

主な改正内容

(1) 福祉事務所の調査権限の拡大

- 「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加 (※)保護受給期間中の事項に限る
- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける
(※)回答義務の対象の例
自動車の所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

(2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

- 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げ
- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする

(3) 不正受給に係る返還金の保護費との調整

- 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めるときは、保護費と調整することを可能とする

(4) 扶養義務者に対する報告の求め

- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする
※要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。

不正受給の状況

不正受給件数は増加しており、そのうち約6割は稼働収入の無申告や過少申告。

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等
	件	千円	千円	件
23	35,568	17,312,999	487	57
24	41,909	19,053,722	455	109
25	43,230	18,690,333	432	106
26	43,021	17,479,030	406	112
27	43,938	16,994,082	387	159

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	平成27年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	20,245	46.1%
稼働収入の過小申告	5,637	12.8%
各種年金等の無申告	8,343	19.0%
保険金等の無申告	1,466	3.3%
預貯金等の無申告	572	1.3%
交通事故に係る収入の無申告	641	1.5%
その他	7,034	16.0%
計	43,938	100.0%

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

⑨生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し

医療扶助費の適正化のため頻回受診対策や後発医薬品の使用促進を強化するとともに、生活習慣病予防等のための効果的・効率的な健康管理に向け、データヘルス実施の仕組みを検討する。子供の生活習慣改善に向け、学校等と連携したモデル的な取組について検討を行う。生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援に、必要な財源を確保しつつ取り組む。就労支援事業について、参加率や就労・増収の状況に大きな地域差が存在していることを踏まえ、就労支援を推進する。扶養の状況等を把握し、適切な保護の実施を図る。

生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡等の観点からきめ細かく検証する。級地について、見直しに向け必要な検証等に取り組む。

支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進め、地域の実情を踏まえ、就労準備支援事業の促進策や家計相談、子供の学習支援、居住支援の推進など、自立に向けた支援メニューの見直しについて費用や効果の観点も踏まえつつ検討する。

生活保護における居住地特例について

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する実施機関(福祉事務所)が保護の実施責任を負うのが原則。
- 一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の 住所地特例
救護施設	○	—
無料定額宿泊所	×	—
障害者支援施設	○	—
特別養護老人ホーム	○	○(※1)
有料老人ホーム	×	○
サービス付き高齢者住宅(有料老人ホームに該当するもの)	×	○(※1)
サービス付き高齢者住宅(有料老人ホームに該当しないもの(※2))	×	×
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	×

※1 定員が29名以下の地域密着型の施設は住所地特例の対象外

※2①特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの

②賃貸借方式のもの、又は有料老人ホームに該当するサービスを提供していないもの

その他

都道府県の役割に関する規定の例①

	障害者総合支援法	児童福祉法
責務規定	<p>第二条</p> <p>2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。</p> <p>三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。</p>	<p>第三条</p> <p>2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉にする業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。</p>
都道府県が行う業務に関する規定	<p>(都道府県の地域生活支援事業)</p> <p>第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。</p> <p>【障害者総合支援法施行規則】</p> <p>(都道府県の地域生活支援事業)</p> <p>第六十五条の十四の四 都道府県は、法第七十八条第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うものとする。</p> <p>(法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。</p>	<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。</p> <p>ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。</p> <p>ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。</p> <p>ホ 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。 10</p>

都道府県の役割に関する規定の例②

	老人福祉法	介護保険法
責務規定	<p>第四条 国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。</p>	<p>第五条</p> <p>2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。</p>
都道府県が行う業務に関する規定	<p>(連絡調整等の実施者)</p> <p>第六条の二 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 この法律に基づく福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>二 老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。</p> <p>2 都道府県知事は、この法律に基づく福祉の措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、この法律の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理する福祉事務所長に委任することができる。</p>	<p>(共同設置の支援)</p> <p>第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。</p> <p>2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。</p> <p>(都道府県の援助等)</p> <p>第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。</p> <p>2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務(第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下この条において同じ。)を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。</p> <p>(介護支援専門員の登録)</p> <p>第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>(報告等)</p> <p>第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。</p>